

平成25年度 第8回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成26年 2月10日(月) 14時30分～16時40分

2 場 所 三重県合同ビル G301会議室

3 出席者

(1) 委員

葛葉泰久委員長、安食和宏副委員長、岩田俊二委員、鈴木宏委員、
田中彩子委員、南部美智代委員、野地洋正委員、宮岡邦任委員、
森下光子委員

(2) 三重県

(農林水産部)	吉川 次長(森林・林業担当)
	平野 水産基盤整備課長 ほか
(県土整備部)	舘 次長(流域整備担当)
	梅谷 道路建設課長
	中嶋 都市政策課長 ほか
(企業庁)	森 工業用水道事業課長 ほか
事務局	水谷 県土整備部副部長(公共事業総合政策担当)
	向井 公共事業運営課長 ほか

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営課長)

ただ今から、平成25年第8回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます公共事業運営課長の向井と申します。よろしく願いいたします。

さて、本委員会につきましては、原則公開で運営することになっております。委員の皆さま、本日の委員会において、傍聴を許可することによってよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さま、よろしいでしょうか。

(委員同意)

(委員長)

はい。異議ありませんので、傍聴を許可いたします。

(公共事業運営課長)

傍聴の方がおみえになりましたら、入室をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

(公共事業運営課長)

本日の委員会につきましては、現在、10名の委員中8名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。なお、あと1名、少し遅れて出席いただく予定となっております。

それでは、本日の議事次第について、事務局から説明をさせていただきます。

(事務局)

事務局を担当しております公共事業運営課の山本と申します。本日は、資料1の議題でございますように、これまでの評価委員会でご審議いただきました各事業の対応方針を、資料4の事業方針書に基づき説明させていただきます。再評価事業につきましては、最初に公共事業総合推進本部から、総括意見に対する各部庁共通の事項について説明いたします。続きまして、農林水産部の対応方針、次に企業庁、県土整備部の順で、個々の事業につきまして対応方針を説明いたします。質問につきましては、各部庁の説明の後でお願いしたいと思います。なお、県土整備部の対応方針につきましては、複数の事業がございますので、まとめて説明をさせていただき、質問についてはその後一括してお受けしたいと思います。続きまして、事後評価対象事業につきましても、農林水産部、県土整備部の順で、個々の対応方針を説明させていただきます。質問につきましては、各部の報告の後にそれぞれお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料の後に青いインデックスで資料編を添付してございます。ここには本年度の再評価箇所・事後評価箇所の概要を記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。以上でございます。

(公共事業運営課長)

委員の皆さま、ただ今の説明で何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議事次第の議題1以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。

(2) 再評価結果における今後の対応方針

(委員長)

それでは、ただ今から議題1の再評価結果における今後の対応方針について、事務局、お願いいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、議題1の再評価結果における今後の対応方針について、まず公共事業総合推進本部から報告させていただきます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

県土整備部副部長の水谷です。それでは、再評価結果における今後の対応方針を報告させていただきます。赤色のインデックス4番の事業方針書の1ページをお開きください。

本年度の委員会におきましては、この1ページの表-1にあるように、23の事業について再評価の審査をお願いいたしました。審査の結果は、23事業すべてについて、事業継続を了承するとの答申を頂きました。この答申および併せて頂戴しました意見を踏まえた事業の対応方針を、4ページ以降に取りまとめております。それぞれの具体的な対応方針につきましては、担当の次長または課長からご報告をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、今年度は総括意見を頂いておりますので、これにつきましては共通の取り組みということで、私の方から報告をさせていただきたいと思っております。それでは、資料4ページの各部庁共通事項に関するご意見に対する今後の対応方針についてご説明させていただきます。4ページをお開きください。今回頂きました共通の意見は、環境に対する便益の定量的な評価についてという観点でございます。頂きました総括意見は、平成25年6月24日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、環境に関する便益の定量的な評価についても検討されたい」との意見を頂きました。これにつきましては、ダム事業の再評価において、穴あきダムと通常の貯留型ダムを比べた場合、穴あきダムの方が環境に優しいとの報告をさせていただいたところ、環境に関する便益を貨幣価値化して便益に参入することで、事業の効果をより明確に評価・比較できるのではないかとという観点からのご意見でございました。

これに関して、今後の対応方針をまとめましたので、報告させていただきます。環境に関する便益については、評価手法がマニュアルに定められているものは、定量的な評価を現在も行っております。しかしながら、景観の保全でありますとか、生態系の保全などの便益については、いろいろな文献等調べてはおるところ

ですが、定量的に評価するには、まだまだ様々な課題があるという意見も聞いております。そこで、対応方針の一番最後でございますが、こういったこともございますので、環境に関する便益の定量的な評価に関しては、今後の評価手法の確立状況を注視しつつ定量化に努め、より適切な評価となるよう取り組んでまいりますということ、対応方針とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、各部庁共通の取り組みということで、環境に関する便益の定量的な評価について、今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今の説明で何かご質問はございませんでしょうか。また、コメント等ございませんでしょうか。よろしいですか。では、各部の方に移りたいと思いますので、事務局、よろしくよろしくお願いいたします。

(公共事業運営課長)

続きまして、資料6ページからでございますが、農林水産部の取り組みということで、森林整備事業、これは林道事業のことでございますが、事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、森林整備事業の報告をお願いいたします。

(森林・林業担当次長)

農林水産部森林・林業担当次長の吉川でございます。それでは、森林整備事業の対応方針について、説明をさせていただきます。再評価審査対象事業につきましては、林道事業1番三峰局ヶ岳線、2番野又越線、3番木屋村山線、4番三和片川線でございます。

委員会意見でございますが、平成25年11月19日に開催された平成25年度第6回公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申と併せて、「事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい」との意見を頂きました。

森林整備事業の背景でございますが、森林整備事業において開設される県営林道は、森林整備の促進による森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、林業生産活動の活性化により森林資源の有効利用を図るための基幹的な施設として整備をしています。また、一部の路線は、集落間の生活道として多様な役割も担っております。県営林道につきましては、地域の骨格となる大規模な路線を、市町からの施工依頼を受けて実施をしております。

再評価対象事業の対応方針です。これら林道が林業生産性の向上や森林資源の有効活用につながり、また、森林の公益的機能の維持・増進が期待できることから、コスト縮減と自然環境への配慮に努めながら、早期完了を目指して事業を継

続しております。

8 ページ、事業への対応方針でございます。事業の課題でございますが、持続的な林業経営を確立し、林業を活性化するためには、林内路網を充実することによって、林業生産性を向上するとともに、林業生産活動を担う林業経営体や林業従事者などの育成を推進する必要があります。骨格となる県営林道とその支線となる作業道・作業路からなる路網の整備を推進していくことが求められておりますが、県営林道の開設は地形の急峻な箇所ですと、工事を施工していることから、完成までには長期間を要しております。

課題の解決方針でございます。国では、「木材自給率 50%」を目指し、その具体的な推進策として、森林の団地化・施業の集約化や路網整備の推進などの取り組みを進めております。本県においては、これまでも林業を活性化するために、森林の育成から木材の利活用まで、幅広い取り組みや支援を行っておりますが、森林の団地化・施業の集約化を推進する上でも、基盤となる林内路網を形成するためには、骨格となる県営林道を整備するとともに、市町や林業事業者等による中小規模の林道や作業道などの整備への支援を行ってまいります。県営林道については、なお一層のコスト縮減を行い、関係する市町や地元関係者との連携を図り、早期完成に向けて計画的に予算を配備し、事業執行に努めてまいります。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。委員の皆さん、ただ今の森林整備事業について、今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今の説明で何かご質問・コメント等ございませんでしょうか。はい、委員。

(委員)

言葉尻云々ということになるかもしれないですけど、文章をそのまま読みますと、なお一層のコスト縮減を行うということで、それはそれで理解できるのですが、でも結論としては、早期完成に向けてしっかりやりますということなのですが、コストを削りつつ、それでかつ早期完成に向けてやるという、その方向性が一瞬理解しにくいと思ったのですが、現実的にそれはどうなんでしょうか。それで本当に大丈夫なんでしょうか。

(森林・林業担当次長)

予算自体がそれほど伸びない中で、当然事業自体の単価を下げて、日にちを延ばしていくというのも一つの方法ですし、単価を下げたからといって、時間がかかるということではないと思います。当然その事業のコスト縮減を図りながら、トータルにコストを下げながら、早期完成を目指していくというのは、特に矛盾

するものではないのかなとは思っております。

(委員)

そうしますと、全体の予算を仮に削るにしても、今のご説明ですと、単価を下げることによって、建設のスピードが鈍るわけではない。方向性としては決して矛盾することではないというご説明でよろしいですか。正直言いますと、本当に大丈夫かなと、そういう気がするので聞いているわけです。仮に単価を下げるといって、それを実際請け負う業者さんが、それで本当に仕事を引き受けてくれるだろうかとか、それで成り立つのかという、そのあたりまでちょっと考えてしまうのですが、大丈夫なんですか。

(森林・林業担当次長)

個々の単価というか、決められたものを下げることではなくて、事業の進め方であるとか、工法をより適切といいますか、コストの安いものを求めて事業執行していくということ、言ってみれば建設業者に対して無理を求めるといって、設計の中でよりコストの低いものを求めながら事業を進めていくということです。コスト縮減の中には、当然手間がかかるコスト縮減もあると思いますが、そういったものでもないコスト縮減も、当然あり得ると思いますので、そういったものを求めながら事業を推進していきたいと思います。

(委員)

そうおっしゃるのでしたら、それでやれるということでしたら、分かりました。

(委員長)

今の件で。では、委員。

(委員)

事業の対応方針のところは、林道なのに林業関係のことが書かれているのですが、どの番号の審議か定かではないのですが、どこかの滝があって、その滝にアプローチするのに、県道を使うよりもこの林道を使った方が便利だという、観光の面での確かそういう便益のようなご説明を頂いたように記憶しているのですが、そうするとこれ森林整備の中の林道事業なんですけど、事業への対応方針は、森林のことしか書かれてないんですね。こういったところで以前説明していただいた観光の部分ですか、そういったところでの対応方針というのは、特に反映する必要、記載する必要はないのでしょうか。

(治山林道課)

農林水産部治山林道課でございます。ご指摘のお話は、三和片川線だろうと思います。その評価については、全体から見ればウエートが非常に小さいもので、林道の便益の主要な部分というのは、やはり森林整備、いわゆる間伐とか、山に対する手入れの部分です。ないしは、山から木を切り出す部分です。その他の項目については、小さいウエートながらもいろんなものが入っている。その中でここについては特に滝もあるので、ご説明させていただいたと考えております。

(委員)

分かりました。何となく滝があるのにここを通った方が便利だと、その印象がすごく強かったもので、ちょっと質問させていただきました。どうもありがとうございました。

(委員長)

その他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。では、次に企業庁の方に。事務局、よろしくお願いします。

(公共事業運営課長)

続きまして、資料の 20 ページになります。企業庁の取り組みということで、工業用水道事業の対応方針を説明させていただきます。では、お願いします。

(工業用水道事業課長)

工業用水道事業課の森と申します。工業用水道事業の対応方針についてご説明させていただきます。まず、再評価審査対象事業でございますが、工業用水道事業 23 番の北伊勢工業用水道第二次改築事業でございます。

2 番の委員会での意見でございます。平成 25 年 5 月 28 日に開催されました第 1 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を承認する」と答申を頂きました。

3 番ですが、工業用水道事業の背景でございます。北伊勢工業用水道事業につきましては、石油コンビナートを中心とした北伊勢臨海工業地帯の水需要の増加に対しまして、工業用水の給水を目的として、昭和 28 年に四日市工業水道の建設に着手し、昭和 31 年に一部給水を開始いたしました。その後、第 1 期から第 4 期へと拡張を重ねまして、工業用水道は地域産業を支える産業基盤として重要な役割を果たしてまいりました。北伊勢工業用水道事業につきましては、給水を開始して以来、30 年～50 年以上経過しており、施設および管路の老朽化が著しいことから、昭和 56 年度から改築事業費補助を受けまして、管路および電気機械設備等の更新を行ってまいりました。今回審査いただきました第二次改築事業につきましては、平成 21 年度から改築事業費補助を受け、経年劣化による管

路および電気機械設備等の更新、さらに海溝型や直下型の大規模地震の発生が危惧されていますので、応急復旧に長期間を要する浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化工事を実施しているところでございます。

4の再評価対象事業の対応方針でございます。再評価において事業継続の妥当性が確認されましたことから、工業用水を安定的に供給するため、事業を継続して実施していきたいと考えております。

5の事業への対応方針でございます。事業の課題でございますが、工業用水道を安定的に供給するために、漏水事故や機器故障の未然防止を図ること。また、事故時・災害時であっても早期復旧を可能とし、二次災害を防止することが課題であると考えております。課題の解決方針といたしましては、引き続き工業用水道の施設の老朽劣化対策、大規模地震対策を計画的・重点的に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

企業庁の取り組みということで、工業用水道事業について、今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今の説明で何か委員の皆さま、ご質問・コメント等ございませんでしょうか。はい、委員。

(委員)

5-2の「引き続き」という所で書いてあるのですが、いろいろ震災の件はかなり県でも見直されて、マグニチュードもかなり引き上げられていると、そういう推定をされているんですが、ここで言う「引き続き」という所なんですが、そういう推定がかなり厳しい方向で見直されている中で、従来どおりの対策を立てられているのか、あるいはその見直しに合わせてこの辺もさらに高質なパイプを入れるとか、そういった対策を立てる方向で、何か解決の方針を考えていただいているかというあたりを、少しお聞かせいただければと思います。

(工業用水道事業課長)

基本的にいろんな基準や指針が、東日本大震災などをを受けて変わってきている部分もありますので、それは適宜新しい基準を適合させて、耐震化を図らせていただいているところです。

(委員)

分かりました。どうもありがとうございます。

(委員長)

他に何かございませんですか。はい、委員。

(委員)

工業用水の需要量はどんな傾向なのでしょう。

(工業用水道事業課長)

委員会のときでもご説明させていただいたのですが、ほぼ横ばいか、最近は工場が撤退というのもありまして、やや減少ぎみな傾向はございます。でも、昭和40年代後半ぐらいから、ずっとほぼ横ばい傾向が続いております。

(委員)

審査会のときに質問があったかも分からないですが、維持管理費用というのは、水道の利用者の利用料から出るのですか。

(工業用水道事業課長)

基本的に料金でまかなう部分もございますが、当然不足する部分については借金にして、起債を起こして、それで建設改良費の財源を手当てするわけなんです。いずれにしてもまたそれを料金に乗せて、ユーザーの皆さまから回収をするということになります。

(委員長)

この辺でよろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

BCP（事業継続計画）の方は、だいたいどのぐらいで復旧するんですか。

(工業用水道事業課長)

今、三重県企業庁の危機管理推進計画というのを策定しております。その中では一応6週間をめどに復旧をさせようと考えております。もともと阪神淡路大震災のときに、神戸市の工業用水道事業で、12週間復旧に要したと聞いておりますので、その半分程度を目標に、6週間と定めさせていただいております。ただ、水道はもっと早く復旧しないといけないということなので、企業庁の用水供給事業の方では、1週間をめどにしておりますが、水道が復旧してからじゃないと、工場も立ち上がりませんので、6週間ということで設定させていただいております。

(委員)

それに対する訓練とか、そういうのはやられているわけですか。

(工業用水道事業課長)

早期復旧にかかるような訓練とか情報伝達訓練とか、資機材がどこにどういったものが置いてあるかの確認などはしております。ただ、その6週間で復旧というのは、業者さんの手配とかも必要ですので、そこまではちょっとできてはおりませんが、私どもでできる部分については、訓練の中でやっております。

(委員)

ありがとうございます。それと、計画的・重点的に実施していきますということなのですが、これは長期計画と中期計画というのが完全に出来上がっていて、今は中期計画でいくと何年目に入っているわけですか。

(工業用水道事業課長)

中期計画が第二次になっておりまして、一中期計画が4年の計画になっております。今、第二次の3年目になっていたと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。では、本件はここまでにさせていただきますと思います。では、次よろしくお願いいたします。

(公共事業運営課長)

続きまして、資料10ページからでございますが、県土整備部の取り組みということで、道路事業、河川事業、都市公園事業の順で続けて対応を説明させていただきます。では、道路の事業から報告をお願いいたします。

(道路建設課長)

道路事業の対応方針についてご説明させていただきます。道路建設課長の梅谷でございます。資料は11ページと12ページでございます。道路事業の再評価審査対象事業、5番の一般国道166号田引バイパス、6番の一般国道260号木谷拡幅の2路線につきまして、平成25年12月17日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の継続の妥当性が認められることから事業継続を了承する」との答申を頂いております。

12ページにありますように、今回の再評価対象事業は、道幅が狭く線形も悪いことから、通行上の支障を解消し、安全で円滑な通行の確保をしようとするも

のであることから、早期整備が必要となっております。今回、事業継続の妥当性が認められましたことから、引き続き市町や地元関係機関との連携を図りまして、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

また、「道路事業の費用対効果分析に用いる交通量については、データの根拠と算出のプロセスを解りやすく論理的に説明されたい」とのご意見を頂きました。今後は、同様のご意見を頂きました事後評価も含めまして、お示しする資料を工夫するなど、より一層解りやすく論理的な説明に努めてまいりたいと考えております。道路事業については以上でございます。

(流域整備担当次長)

県土整備部の流域整備担当の次長の館でございます。資料の 13 ページでございます。まず、河川事業の対応方針についてです。再評価審査対象事業は、河川事業 7 番の二級河川員弁川から 19 番の二級河川志原川まで 12 河川でございます。

2 番の委員会意見でございますが、平成 25 年 7 月 23 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7 番、8 番、9 番、18 番について、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申を頂き、続いて平成 25 年 8 月 23 日に開催された第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、17 番についても、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申を頂きました。また、平成 25 年 9 月 10 日に開催されました第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、19 番について、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申を頂きましたが、併せて、「事業期間が極めて長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい」とのご意見を頂きました。

14 ページの方にまいりまして、3 番 河川事業の背景でございます。三重県が管理する河川のうち、整備必要区間に対する河川整備率は、平成 24 年度末で 39.0%と低く、県民の安全・安心という観点からも、治水対策の推進が望まれています。このため、平成 18 年 12 月に策定した中長期計画である「三重県河川整備戦略」に基づき、おおむね 5～10 年に一度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘り下げなどの河川整備を、自然環境に配慮しながら実施しています。

4 番 再評価対象事業の対応方針です。再評価の対象となった 12 河川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害の軽減を目指して事業を継続してまいります。

5 番 事業への対応方針、まず 5-1 事業の課題でございます。河川の流下断面を確保するため、河川整備に併せて河川横断構造物の改築も行っており、このよ

うなハード整備には多大な事業費と時間を要します。このため、ハード対策を進めるとともに、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、ソフト事業を併せて実施し、被害を最小限に抑える取り組みも進めています。19番の志原川については、上下流の流下能力のバランスを考慮しながら整備を進めてきましたが、今後、大規模な河川横断構造物の改築等により、多大な事業費と長期にわたる事業期間が必要となっています。このため、早期に事業効果が発現できるような整備手順の検討が必要となっています。

5-2 課題の解決方針でございます。住民が安全かつ迅速に避難できるよう、ソフト対策についても関係市町と連携を図りながら取り組み、周辺住民の安全・安心の確保に努めます。また、志原川についても、事業効果の早期発現を図るため、中期的な整備計画の策定を行い、より一層の重点化を図り事業を推進します。

15 ページの方でございます。河川総合開発事業の対応方針についてでございます。1番 再評価審査対象事業としまして、河川総合開発事業、16番 鳥羽河内ダム（治水ダム建設事業）でございます。

2番 委員会のご意見としまして、平成25年6月24日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申を頂きました。また、併せて、「事業者として想定する穴あきダムの環境に関する効果が発現できるよう努められたい。また、その効果の継続的な検証を、事業完成後に行われたい」とのご意見を頂きました。

3番 河川総合開発事業の背景でございます。鳥羽河内川は加茂川の支川であり、従来からたびたび浸水被害が発生しています。直近では昭和63年の集中豪雨により死者4名、床上床下浸水72戸、農地の浸水186haという大きな被害が生じたことから、治水対策が急務であるとされました。一方で、平成8年、9年の渇水時には、河川流量が著しく減少したため、安定的な流量確保も望まれています。このため、鳥羽河内ダム建設事業は、治水と流水の正常な機能の維持を目的として、三重県が平成9年に着手し、諸調査を進めてきた事業です。こうした中、国の要請を受け、平成22年度から「ダム事業の検証に係る検討」を実施してきました。その結果、これまでの貯留型ダムを穴あき型ダムに替え、失われる流水の正常な機能の維持対策は、別事業により確保することとし、洪水調節機能を目的とした穴あき型ダムの建設が妥当となりました。

4番 再評価対象事業の対応方針でございます。再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続していきます。

16 ページの方でございます。5番 事業への対応方針、5-1 事業の課題でございます。ダム事業を進めていくには、広範囲で多様な調査、工事を行っていくことから、市や地元関係機関と連携を密にしていく必要があります。ダム事業の推

進にあたり、周辺環境への影響など、的確に把握する必要があります。

5-2 課題の解決方針でございます。今後の事業執行については、引き続き市や地元関係機関との連携を図り、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。ダム事業の推進にあたっては、穴あきダムとすることで、水質など水環境への影響は工事前と変わらないと考えておりますが、引き続き、工事中、完成後における周辺環境への影響について、的確な把握に努めます。

次に、17 ページでございます。海岸事業の対応方針についてでございます。

1 番 再評価審査対象事業、海岸事業 20 番 磯津地区海岸、21 番 井田地区海岸。

2 番 委員会のご意見としまして、平成 25 年 9 月 10 日に開催されました第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、20 番、21 番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申を頂きました。また、併せて、「海岸高潮対策事業において、可能な範囲での津波対策の考え方について言及されたい」とのご意見を頂きました。

3 番 海岸事業の背景でございます。三重県の海岸事業は、高潮や波浪などによる災害、または波浪による侵食を防除し、堤防背後の生命財産を守るとともに、国土を保全することを目的として、事業を進めています。磯津地区海岸は、伊勢湾に面した四日市市南部の海岸で、背後地には家屋と事業所が密集しています。当海岸では、堤防の老朽化が著しく、年々汀線が後退し、高潮に対する危険性が增大していることから、堤防の補強、離岸堤や養浜の整備を行っております。さらに、地震対策として、堤防基礎地盤の改良を行っております。井田地区海岸は、熊野灘に面した七里御浜海岸の南端に位置し、背後地には国道 42 号や JR 紀勢本線などの重要な施設が存在します。当海岸では、侵食が著しく、高潮に対する危険性が增大していることから、人工リーフの整備を行っております。

4 番 再評価対象事業の対応方針。再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、今後も効率的・効果的な投資に努め、コスト縮減を図り、事業を継続して実施してまいります。

5 番 事業への対応方針。5-1 事業の課題でございます。南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されている中、海岸における津波対策の考え方について検討を進める必要があります。

5-2 課題の解決方針。今後、公表が予定されている南海トラフ地震の被害想定調査等の結果を踏まえ、海岸における津波対策について検討を進めます。なお、津波を完全に防ぐことは、費用、環境、利用に及ぼす影響が大きく、短期的な対応は困難であるため、地域住民・関係市町・三重県が一体となって総合的な防災対策に取り組む中で、高潮対策事業等においても可能な範囲での津波対策の考え方を示すように努めます。以上でございます。

(都市政策課長)

県土整備部都市政策課長の中嶋でございます。私の方からは、公園事業についてご説明を申し上げます。資料の 19 ページをご覧ください。再評価審査の対象事業といたしましては、22 番北勢中央公園でございます。委員会での意見でございます。平成 25 年 9 月 10 日に開催された第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申に併せて、「要援護者等の利用に配慮した整備を進められたい」との意見を頂きました。

3 番 公園事業の背景でございます。北勢中央公園につきましては、四日市・いなべ市・菰野町の 2 市 1 町にまたがる広域公園でございます。良好な自然環境の保全・多様なレクリエーション活動や健康の増進・自然とのふれあいの場の提供を目的として、事業を進めているところでございます。

4 番 再評価対象事業の対応方針でございます。再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施してまいります。

5 番 事業の課題および解決方針でございます。公園は、誰もが安全で安心して利用できるように、要援護者等の利用に配慮した整備を、一層進めていく必要がございます。このため、施設のバリアフリー対策はもとより、利用するための動線の確保にも十分留意をし、段差の解消やサインの設置などの対応を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、ただ今、道路事業、河川事業、ダム、海岸事業、公園事業、これら幾つかの対応方針を、県土整備部の取り組みということで述べていただきましたが、ただ今の説明でご質問、もしくはコメントを、どの事業からでも結構ですので、公園から始めていただいてもばらばらで結構ですので、何かありましたらよろしくお願ひいたします。どの事業か明確におっしゃっていただきたいとは思いますが、どれでも結構です。はい、委員。

(委員)

この北勢中央公園のことで、あのときも確かに私、質問した覚えがあります。この最後の課題の解決方法の所で、具体的にこれはきちっとそのようになっているのでしょうか、ノートに書くだけじゃなくて。

(都市政策課長)

今、要援護者向けの施設といたしましては、まず駐車場の部分で、大きな駐車場として 4 つございますが、ここすべてにおもいやり駐車場の設置は完了しております。それと、トイレにつきましては、今現在 7 カ所のトイレがございます。

あと、全体の施設 98ha と広いですので、もう 1 個トイレを追加する予定であります。これにつきましては、基本的にすべて身障対応となっております。

ただ、委員からご指摘いただいた後、身障用トイレへ行くまでの動線の方を確認してまいりました。その中において、歩行者専用ということでバリカーをしてある所があるのですが、その 1カ所について、車いすが通りにくいバリカーが 1つありましたので、そこは解消していくということと、トイレに行くまでの所の段差が若干の箇所なのではありましたが、それについては出来るだけ早く対応していきたいと考えているところでございます。

それと、もう少し利用状況について、利用者の皆さまからアンケートを取っておりまして、そういった中において、親切なサインにも心掛けてほしいという意見もありました。特に公園の施設ではサインというのが非常に重要でございます。特に誰もが分かりやすいようなサインをとということも、これから配慮していきたいと考えておるところでございます。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。はい、委員。

(委員)

13 ページ、14 ページの河川事業について、少し教えてください。一番最初に総括意見で、環境に関する便益の定量的な評価というのがあったと思いますが、全体にかかることなので、この河川事業にも今後これが適用されると思います。河川の拡幅ですとかそういうことをすれば、当然そこに数十年培われてきた生態系が壊れるわけですが、開発面積は恐らく小さいので、環境アセスとかはかからないはずだと思います。そういったときに、河川事業としてどのように環境に関する便益の部分で、今後考える方向性があるかということについて、もし何かありましたら少しお話を聞かせていただければと思います。

(流域整備担当次長)

環境の面についてですと、先生おっしゃられたような生態系への影響、水質とかもあるかと思いますが、親水性といいますか、水辺に近付けるようなそういったものもあるかと思いますが、今冒頭で副部長の報告にもありましたが、まだまだそういった技術的な知見がまだまだ出ていないですので、なかなか今すぐというのは難しいかと思うのですが、そういった知見が出てきたときにまた評価できるように、今の時点では、整備、工事にあたって、できるだけ生態系に配慮する

工事をするとか、そういうことでやっていきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。少し気になったのが、審議のときには気付かなかったのですが、例えば、百々川や三渡川の湾の中、松名瀬の干潟が確か近くにあったような気もするのですが、その干潟が将来的に、例えばラムサール条約ですとか、そういう登録の可能性が出てきたときに、この河川の今の工事を行った結果、例えば拡張したことによって、当然浅くなれば掃流力が、同じ量流れてても弱くなりますから、土砂が出づらくなったときに、潮流がもし今の干潟の方に土砂が運ばれてきているとすれば、その流量が減ることによって、干潟の維持ができなくなるとか、そういうこともひょっとしたら考えられるのかなと思ったもので。そういったときに湾の方は当然流域外なんですけど、どの程度の所までその範囲を広げて、こういう河川事業ってそういう環境の部分、考えていただく可能性があるのかということ、何か考えがありましたらお聞かせいただきたいです。

(流域整備担当次長)

河口部ですと、河川区域だけじゃなくて、こういったもう少し広い範囲の影響もある場合があると思いますが、今のところ河川区域の中での対応に留まっているのが現状でございます。

(委員)

恐らく河川の工事としては、点に近いというか、ある程度の範囲でしかないのかもしれないですが、その周辺で出てくると、もしかするとかなり下流の方ですとか、そういった所にも影響を及ぼす可能性があるが、多分河川の事業だと思うんですね。そういったところも今後少し考えていただきながら、うまく環境に関する定量的な評価を、ぜひ早いところ手法を確立していただければと思いますので、よろしくご検討お願いしたいと思います。

(流域整備担当次長)

はい。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員。

(委員)

18 ページの海岸事業のことについてです。審査会するときにもお話ししたと思いますが、高潮対策は必要だと思います。しかし、津波ということ考えると十

分ではない。そういう認識だったと思い、そのことがちゃんと今日の資料に書かれていることはいいことです。結局、堤防を嵩上げすれば済むかということではないと思います。まちづくりとか、あと危機管理部のソフト対策も必要だと思うので、そういった「総合的な防災対策に取り組む中で」と書かれておりますので、どんな取り組みをなさっているのか教えてください。

(流域整備担当次長)

例えば、関係部署や関係市町などが行います防災訓練といったものを、施設管理者として一緒にやるというケースもございます。また、関係市町が作られているような防災計画、そういったものの見直しを行っていただくということもやっております。それから、違う事業ですが、海岸事業ばかりではないですが、避難路の整備とか、そういった整備の事業がまた県土整備部の中でもございますので、そういった事業との連携も図っていきます。海岸の中でも避難路というか、堤防を越えられるような階段を付けたりといったことは、整備に併せてやっておりますが、避難路整備とか、そういった他の事業との連携も進めていきます。それから、特に津波が来たときに、避難するための時間を少しでも稼げるように、防潮扉をできるだけ廃止したり、常時閉鎖するとか、そういったこと。それから、大きな扉については、動力化を図るようなことも、これは海岸事業でやらせていただいています。そういったいろいろな防災事業をやっていただいているところでございます。

(委員)

そういった取り組みの中で、防潮堤とか津波防波堤というものの整備水準を考えているということと理解していいですか。

(流域整備担当次長)

はい。そういった整備は現在も取り組んでおりますが、今後、津波の高さとか、津波の設計高、今現在検討中なのですが、そういったものを進めておりますので、そういった結果を見て、またハードの対策も考えていきたいと思っています。

(委員)

15 ページ、16 ページの鳥羽河内ダムの件について教えてください。16 ページのところに、「穴あきダムとすることで、水質など水環境への影響は工事前と変わらないと考えておりますが」という記述があるのですが、当時のご説明のときに分からなかったのが、15 ページの所にも書いてありますが、実は地下水を下流で汲み上げて浄水池へ流すとか、水路を整備するとか、そういう話が抱き合わせで出てきていて、それも説明にあったもので、一緒の工事と思っていたのが、

実は別事業だったというところで、ダム単体での環境の影響をどう考えるのかという、そのようなことだった覚えがあります。先ほどの水環境への影響が工事前と変わらないのではなくて、失われる流水の正常な機能が、穴あきダムにすることでそれが出てくるから、別事業があるんですよね。ということなんですよ。

(流域整備担当次長)

穴あきダムは現在もダムが一つ、計画位置の上流にありますので、それに穴が開いておりますので、それがあることから工事前と変わらないと考えているという表現にさせていただいているのですが、今先生おっしゃったような正常流量の維持については、穴あきダムですので水が貯まらないということがあって、それで別の手法でやる。ダムで貯留するという手法が取れませんので、別の事業でやるということです。今回はダムの建設の事業になりますので、別事業という言葉を使わせていただきました。

(委員)

そうなんです。ですから、同じ流域で並行して穴あきダムがあって、その下流側で流水の正常な機能の維持というのが、また別であるので、流域全体での環境がなかなか評価しづらいなというところから、総括意見がこういう形で出てきた様にも、記憶している部分があります。そういったときに将来的にどうなんでしょう、そういうふうには結局流域としては2つ抱き合わせで、その地域の環境や水循環の改善を考える方向にあるにも関わらず、事業としてはこの1つで、なかなか環境の便益を図るといえるのは、実は難しいんだと思います。そういったところが今日の回答ですと、「今後の評価手法の確立状況を注視しつつ定量化に努め」ということで終わっているのですが、そのあたりもう少し具体的にこういうような方向でということまでを、今日聞かせていただくと安心して今日で任期を終えられるのですが。ちょっと回答可能な部分まで結構ですので、もう少し踏み込んだ形での話を、聞かせていただくことはできないでしょうか。

(流域整備担当次長)

ちょっと今のところ、その評価をどのようにというのは、まだお答えできるような検討まではしておりませんので、申し訳ございません。今回頂きました総括意見でございますが、また何らかの知見の状況とかを把握して進めていきたいと思いますが、ちょっと今の時点でお答えできることが、申し訳ございません。

(委員長)

貨幣価値に直して、それで便益として、環境これだけ守ったから幾らになったというようなところまでしてくださいということになると、CVMとかいろいろあ

りますが、一つの手法が確立されているわけではないので、この後またいろいろと検討なり、世間の様子を見られるというのは分かるのですが、今、委員がおっしゃっているのを推測すると、貨幣価値まで行かなくても、例えば環境を今の現存のまま全然変わらないようにするというような観点で、例えば何かの種が減らないように工事をしますとか、何かを指標として工事をするというのを、考えていらっしゃると思いますか。そのときに、何か調査する内容としては、例えば水質だと簡単でしょ。水質が落ちないようにしますとか、いろいろあるじゃないですか。そういうところを生物に関しては、一つの指標として何か考えることはありますかというご質問かと思ったんです。そういうことでよろしいですか。

(委員)

そうです。

(委員長)

そういうことですね。貨幣価値まで行くと、ちょっと話が大きくなるので。

(流域整備担当次長)

そういった環境に対する影響というのは、既に調査もしておりますが、また工事が始まる時期になれば、その工事前、工事中なども引き続いて、水質とか生物の生態系の状況とか、そういったものは調査してまいります。そこはやっていきます。

(委員長)

ここの話に限れば、洪水の調節機能プラス別事業で維持流量の流水を持ち上げるのがありますよね。あれをすることによって、今まで枯れ川になりかけていたのが、全部下まで正常な流量を持つことになります。そうすると、新しい生態系をつくってしまうのいいかどうかという話は、私にはちょっと分かりませんが、今まで下流の方で水がなくなっていたのが、水がつながるようになって今までなかったような環境ができた、今までいなかったような生物が生きることができたというようなことを考えたら、もしかしたらネガティブなことではなくて、ポジティブに、このように良くなったという報告もできるのではないかと、という気もいたします。ものすごく大きな生態系を考えたときに、それがいいことか、悪いことかということはお任せしますが、そんな調査もできますよね。そういうことも報告してくださいということです。

ほかに何かありませんでしょうか。はい、委員。

(委員)

どの部分がというより全体的な話で、私はどうしても不満に思います。それは皆さん方が担当する仕事に対する不満というよりも、書類の書き方の部分です。この様式は多分決まった様式だと思うのですが、数字の1から5、5-1、5-2と皆さん書いていて、これまったく一緒だと思います。結局のところ、今のやり取りで分かりましたが、具体的なところが分からない。これからはほとんど読み取れません。先ほどの公園事業のように、一つ質問すれば、たくさん出てくるんですよね。これほどやっていますというのが、なるほどと分かるのですが、この文章だけでは正直よく分かりません。

ですから、こちらがこれこれ努めてください、こういうところも考えてくださいと言ったのをそのまま受けて、分かりました、これこれ努めますというだけです。そういうふうには読み取れません。それで何をやるんですかというのは、これ以上正直よく分かりません。いろいろやっていたらしゃるんでしょうけれども、それがここに反映されないところが、ちょっと残念だとか。だからこれはどこに言えばいいんでしょうか。むしろ事務局さんに言うべきなのか。そのあたりをむしろ考えてほしいわけです。

ついでに言いますと、下手すると同じことの繰り返しで、今年度はこれで終わりですよね。来年度は多分半年ぐらい先になります。そうすると、半年たってちょっとこっちも忘れてしまって、それでまた同じようなこと、何か問題だからこれをまた言わなくちゃいけないねと言って、はい、分かりました、努めます。ちょっと乱暴な言い方ですが、結局同じことの繰り返しじゃないかというふうにも恐れてしまいます。

ですから、もうちょっと何かより具体的なところを示せるように、皆さん当然それなりのネタはお持ちだと思いますので、それを言ってほしかったんです。私は、そのあたりで少し不満に思いましたし、もうちょっと一歩ずつでも前へ前へと進めるような、同じことを繰り返すものではなくて、前へ進めるような、そういうやり取りをもうちょっとやりたいと思いました。

(公共事業総合推進本部事務局長)

ありがとうございました。ご指摘の点につきましては、事務局として受け止めて、来年度より良いものになるように、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

事務局からそのように来年、我々がいなくなった後なのですが、他の委員はまだいらっしゃると思いますので、委員の皆さんと事務局の方でより良いものに、我々ができなかったところを作り上げていただければと思います。ほかに全体的な意見でも、個々の事業でも結構ですから、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。はい、委員。

(委員)

遅れてきて質問するのは申し訳ないのですが、今、先生が質問なさった穴あきダム、随分いろいろご説明いただいて、記憶にもしっかりあるのですが、このときの説明だと、ダム事業の検証に係る検討を実施してきて、この貯留型ダムを穴あきダムに替えて、失われる流水の正常な機能の維持、これは別事業になりましたと書いていただいてあって、その委員会のお話は、一緒に説明がありましたよね。井戸のようなものを掘っておいて、渇水期の10月とか11月には、穴あきでなければ貯留式の方からお水を流せたんだけど、穴あきだから洪水とかそういうことを重視して穴あきにするので、井戸を掘らないといけないという。魚の絵が確か描いてあったような気がします。別事業となったら、これはどういう事業で、これは同時に進んでいくのか。ご説明であった井戸を掘って渇水期に流す。あのときの説明の部分のそこはまったく考えずに、生態系は多分大丈夫だと思うので、今後見ていくと、最後の方に書いてありますが、井戸のことは別にした方針が書いてあるのですか、この最後の解決方針の所。「水質など水環境への影響は工事前と変わらないと考えております」と書いていただいているところの、別事業となった井戸のことは、どういう関係になっているのでしょうか。この文章とあのときにご説明いただいた井戸、水を汲み上げて流しますよということの関係はどうなののでしょうか。

(流域整備担当次長)

まず、穴あきダムにすることで、穴あきダムですと水が貯まりませんので。

(委員)

それはそのときに聞きしました。

(流域整備担当次長)

そのようなお話しさせてもらいました。この方針の中では、流水の正常な機能の維持という対策も、当然ダムの整備の中で、ダム整備というか、河川として必要なことですので、そういうのも併せてやった上で、水質などは工事前と変わらないと考えているという答えにしています。

(委員)

井戸の話は別にして話をして、ここに書いてあるのですか。別事業と書いてありますよね。こちらの方に井戸の話は。だから、別事業だから、最後の5-2課題の解決方針の所の「穴あきダムにすることで、水質など水環境への影響は、工事前と変わらないと考えておりますが」の所に、渇水期のあのときだいぶ説明いた

だいた井戸の話は、消えてなくなったのですか。

(流域整備担当次長)

もちろん別事業も行っていくという前提です。

(委員)

別事業の井戸の話があった。それは同時進行であるから、変わらないと考えていらっしゃるのですか。

(流域整備担当次長)

流水の正常な機能の維持というのは、渇水時期で、今おっしゃられたように、10月・11月ぐらいに水がなくなる時期が出てまいりますので、その時期を補うように、井戸を掘ったり、調整池をつくるんですけど。

(委員)

それをするというので、別事業なんだけど、それも同時に出てきますよということでもいいのですか。

(流域整備担当次長)

そうです。それも加味した上で、環境の影響について把握していきたい。

(委員)

それはちゃんと別事業も予算が付いてて、あのときご説明いただいたように進行していくわけですね。

(流域整備担当次長)

併せてそれもやっています。

(委員)

分かりました。これだけ見ると、あの話は別事業だから関係ないと思えるのかなと思って質問させていただいたのですが、あるわけですね。別事業として並行して？

(流域整備担当次長)

時期としていつするかというのはありますが、ダムが完成するときには、正常流量の維持もできていないといけないという考え方です。

(委員)

では、そのときにイコール井戸もできているという前提の話で、これを読ませていただくのでしょうか。

(流域整備担当次長)

そうです。

(委員)

別の予算が付くわけですね。

(流域整備担当次長)

そこまでまだ。これから考えていきます。

(委員)

一体的かなと思って、あのときお聞きさせていただいたんですが。

(流域整備担当次長)

別事業ということで、これは 15 ページの 1 番の所に、治水ダムの建設事業ということで書いていますので、それとは別ですということで書かせてもらっています。

(委員)

一体的に考えておいていいということですね。

(流域整備担当次長)

やる必要があるという事業ということで考えています。

(委員)

10 月・11 月の渇水期も水を汲み上げるという、そういう全体的には事業として考えるということですか。

(流域整備担当次長)

はい。

(委員)

分かりました。

(委員長)

他に何かありますか。だいたいこんなところで前半部よろしいでしょうか。それでは、再評価につきましては終了ということで、事務局、ここで5分休憩をはさむことになっていますね。では、50分からにしますか。

(公共事業運営課長)

はい。

(委員長)

では、50分から再開ということにさせていただきたいと思います。それまで休憩させていただきます。

(休 憩)

(3) 事後評価結果における今後の対応方針

(委員長)

事務局、よろしいでしょうか。それでは、再開します。議題2の事後評価結果における今後の対応方針について、事務局、お願いいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、まず公共事業総合推進本部から、事後評価結果における今後の対応方針について、報告をさせていただきます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

それでは、お手元の赤色のインデックスの資料4、事業方針書の23ページをお開きください。事後評価につきましては、本年度は23ページの表-2にありますように、6つの事業のご審議を頂き、すべての事業で事業の効果については、評価結果の妥当性を認めるとの答申を頂いております。この答申および併せて頂きましたご意見を踏まえた事業の対応方針を、資料の25ページ以降に取りまとめております。それぞれの具体的な対応方針につきましては、担当の次長または課長の方から報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、資料の24ページからでございます。まず、農林水産部の取り組みということで、広域漁港整備事業について、事業の対応方針を説明させていただ

きます。それでは、広域漁港整備事業の報告をお願いいたします。

(水産基盤整備課長)

失礼します。今日、次長が所用で出席できませんでしたので、私、水産基盤整備課長の平野ですが、どうぞよろしく申し上げます。資料の 25 ページをお願いします。広域漁港整備事業について、1 事後評価審査対象事業、広域漁港整備事業 501 番波切地区。

2 委員会意見。平成 25 年 11 月 19 日に開催された第 6 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申を頂きました。

3 広域漁港整備事業の背景。広域漁港整備事業は、水産物の生産および流通の拠点整備を図ることを目的としています。波切漁港は、太平洋に面し、台風などの荒天時には、港内の静穏度が悪く、漁船を英虞湾内へ避難させるなど、漁業活動に支障を来していました。このため、水産物の安定供給を図るため、漁船の波切漁港内での避難を主に、漁獲物の鮮度向上および労働環境の改善を図ること、また近年発生が危惧される南海トラフを震源とする巨大地震対策として、地域の緊急物資輸送拠点となるとともに、漁業活動の早期再開を図ることの 2 つ目的として、広域漁港整備事業を実施しました。

4 事業への対応方針。4-1 事業の課題。防災対策として、震災等有事の際に、水産物の早期再開を行うためには、拠点漁港の整備が必要となります。また、県内 73 漁港の中には、整備から年月が経過し、施設の老朽化等が課題となっているものもあります。

4-2 課題の解決方針。防災対策として、県内に 73 ある漁港の中から拠点漁港を選定し、水産物の早期再開や海上輸送を確保するため、県内で最初に整備した波切漁港と同じように、耐震強化岸壁等の整備を進めていきます。また、防災対策以外の大規模な整備は完了したと考えられることから、今後の漁港整備事業については、漁港の既存施設を健全な状態で維持できるよう、施設の補修を行い、適切な維持管理に努めていきます。以上です。

(委員長)

委員の皆さん、広域漁港整備事業について、今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今の説明で何か質問・コメント等ございませんでしょうか。特に委員会意見として付帯意見を付けたものでもないもので、それに対する答申を頂いて、またここで質問するというものもないのかもしれませんが、それでは、よろしいですか。はい、あるのであればどうぞ、委員。

(委員)

73 の中で拠点を決めて整備をするということはいいと思います。しかし、73 の港をすべて同じ状態で維持するということは、必要なかどうか。もっと合理的に考える必要もあるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

(水産基盤整備課長)

ちょっと書き方がまずかったので、そういう誤解をされているかも分かりませんが、73 港の中で、耐震岸壁というのは一部で、全漁港の 1 割、7 港ぐらいで考えています。というのは、選択と集中というのが大事ですので、あとの漁港については、基本的に大規模な整備が終わって維持修繕をしていきます。前回は説明させていただきましたが、健康診断のようなものをして、それで悪いところを早めに予防保全という考え方で、維持管理計画、機能保全計画を作り、悪いところを直していく。だけど、震災が考えられるので、73 漁港の 1 割ぐらいについては耐震岸壁、地震が起きても耐えられるように集中して整備していく。そのような考え方で、濃淡を付けながら整備していく考えです。

(委員)

漁港としての生産機能がないなど、漁港としての維持管理が必要ではない場合もあるかと思うのですが。

(水産基盤整備課長)

例えば 0 人になればそうですし、船が 0 になるということなら、それは基本的には要らないかも知れませんが、実際津々浦々やっぱりにそこに住んでみえる方もいます。そのような漁港は基本的には大きな整備をする必要はない。しかし過疎になってきても、やはりある程度係留、船をとめておく施設が必要です。市場がなくなってくるような所については、荷揚げ、水産物を揚げるような岸壁は要らないですけど、それは市場のある所に持っていったらいいのですが、家が港の近くにあるので、そこに車の車庫のようなものは要るんです。船をとめておかないと、係留岸壁と言うのですが、そういう岸壁はある程度維持管理はしていかなければいけないと考えています。

(委員)

要するに水産物の販売がない港でも維持管理していくのですか。

(水産基盤整備課長)

ある程度効率的にするため、販売というか、市場というのは、集中させたいと思うんです。しかし船を係留していくような所については、漁港の周りに基本的に家があるんですが、それをなくすことは、船を他の港でとめて、そこから

また回ってくるみたいなことになるので、ある程度既存施設を維持管理していくことは、要ると考えています。

(委員)

とにかく生産量は関係ないということですね。

(水産基盤整備課長)

いいえ。生産量、関係ありますよ。船がないと生産できません。魚を捕りにいくにしても、基本的に船で捕りに行く場合が多いです。ほとんどの場合、船を使って収穫をしに行くというのが普通です。だから、生産はすごく関係あって、その代わり売りに行く、市が立つような所に集中していく可能性はありますというだけで、まだ今各々の港で、ある程度やっていますので。

(委員)

農業の場合、飯米って、自分だけで食べる農業というのがありますね。

(水産基盤整備課長)

自給ですね。

(委員)

その手のことはないのですか、漁業は。

(水産基盤整備課長)

基本的に農業の場合は兼業農家がすごく多いです。専業、それ一本で食っていているというのは、やっぱりなかなか大変です。皆さんすごく努力されたり、特化したり。特化というのは、一生懸命イチゴだったらイチゴをやったり、一生懸命工夫されても、それ一本で食べていくのは大変です。農業は勤めをしながら、会社に行きながら畑を持って、楽しみというか、余暇とか、自家米とか、そういうふうにやっていく場合が多いですが、漁業者というのは、船があって、自分のためだけに趣味で釣りするというんじゃないに、農業に比べれば専業というのが多いです。

(委員)

水産業のことについてよく分からないのであれなんです。とにかく魚捕れなくなると、貝だけ採っているとかがございますよね。

(水産基盤整備課長)

漁業形態というのは各々のところで、魚が捕れないので貝を採るという考えも一つあるのですが、例えば木曾岬のような所は、さっきのようにイチゴがなるとか、ナシがなるというように、貝が一番適しているという考えだと思っています。魚がないので貝を採るという、そういうのでもないと思います。だから、昔から貝を採る漁業が盛んだった。そういうふうな感じです。

(委員)

はい。

(委員長)

では、事務局、次の事業をお願いいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、資料の 28 ページの方へ行かせていただきます。県土整備部の取り組みということで、道路事業、砂防等事業、街路事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、道路事業から報告をお願いします。

(道路建設課長)

道路事業についてご説明いたします。資料の 29 ページ、30 ページをご覧ください。事後評価対象事業としまして、502 番一般国道 163 号南河内バイパス、503 番一般国道 260 号志摩バイパス、504 番一般国道 311 号波田須磯崎バイパスの 3 路線につきまして、平成 25 年 12 月 17 日に開催された第 7 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申を頂いております。また、再評価時の費用・便益に関わる種々の予測値と導出プロセスを示し、事後評価における実測値と比較して評価されたい」とのご意見を頂きました。

30 ページ、4 課題への解決方針です。今後は予測値のプロセスを解りやすくお示しできるよう工夫しますとともに、当日委員会でご指摘のありました交通量や交通事故の経年変化、発生した事故の重篤度等について、整備前と整備後の実際のデータと比較し、評価することに努めてまいりたいと考えております。道路事業については以上でございます。

(流域整備担当次長)

資料の 31 ページでございます。砂防等事業について、1 番 事後評価対象事業としまして、砂防等事業 505 番神菌地区でございます。

2 番 委員会意見。平成 25 年 8 月 23 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505 番については、「事業の効果につい

ては評価結果の妥当性を認める」との答申を頂きました。

3 番 砂防等事業の背景。神菌地区は、伊勢市神菌町に位置し、地区内には宮川と県道伊勢南島線が横断しています。当地区では、県道の側溝が圧縮されて損傷するなど、地すべりの兆候が見受けられました。地すべりが発生すると、人家や公共土木施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、地すべり対策事業を実施しました。

4 番 事業への対応方針。4-1 事業の課題です。周辺住民へのアンケート結果から、地すべり対策工事の効果が分かりにくいこと、地すべり対策箇所から離れている地区では、事業の認知度が低いことが分かりました。

4-2 課題の解決方針です。地すべりの被害想定区域は広範囲に及ぶことから、事業の実施にあたっては、周辺住民に広く周知するとともに、地すべりの仕組みや対策工の役割など、事業の効果を十分に説明し、事業の執行に努めます。以上でございます。

(都市政策課長)

続きまして、街路事業についてご説明を申し上げます。32 ページ、街路事業 506 番朝日中央線でございます。委員会でのご意見といたしまして、平成 25 年 9 月 10 日に開催された第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申を頂いております。

街路事業の背景でございますが、都市計画道路朝日中央線は、朝日町内を縦断し、南北に隣接する桑名市、四日市市へのアクセス機能を強化するとともに、国道 1 号線などの幹線道路のバイパスとして、渋滞緩和にも寄与することが期待されている道路でございます。本事業区間については、朝日町内を分断する鉄道をオーバーパスし、新しい住宅地と旧市街地の連携の促進と、歩行者の安全性向上を目的として整備を行い、平成 20 年度に完成をしているところでございます。

事業の課題および解決方針でございます。街路事業の整備においては、歩行者の安全や利便性の向上に資するという視点が極めて重要であることから、歩行者側の立場で考え、計画し、整備するよう努めてまいります。以上でございます。

(委員長)

委員の皆さん、県土整備部の取り組みということで、3 つに分けて事業の今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今のご説明で何かご質問・コメント等ございませんでしょうか。

今年度最後の委員会で、ここでご意見等が出なかったら、出なただけの話なのですが、委員会が閉じることになりますので、最後に何か言っておきたいということがありましたら、若干大筋からちょっとずれていてもいいのかなと思

ますので、何かありませんでしょうか。特に先生。最後にされますか。最後に先生にお話いただく機会を入れていただきます。よろしいですか。特にありませんでしょうか。では、事務局、よろしいですか。

(公共事業運営課長)

はい。

(委員長)

それでは、特にないようですので、これで議事を終了したいと思います。恒例のことではございますが、本年度の再評価および事後評価の今後の対応方針をお聞きしましたので、ここで私から委員長として感想、所見を述べさせていただきますと思います。

特に今年で最後ということは意識せずに、今日一番最初に頂いた全体的な総括意見に対する全体的なご回答のところ、環境の評価というのがございました。なかなか難しいと思います。実際のところ私も、物事なんでもお金で測るというのがいいのかどうかということもあって、でも、こういうことをやってB/Cということを行っている以上、何事もベネフィットを算定しないとできないのではないかという考えも一方であって、さあどちらが正しいのかというのが、この8年間、同じような意見はずっと述べながら、本当はどちらが正しいのかなということは考えておりました。ここで正解を私が何か示唆するとか、そういうことはまったく私の能力ではできません。

似た話が、人の命というのがありまして、どこかの事業主体さんのベネフィットで、ちょっと記憶がはっきりしないのですが、例えば道路事業をやられるときに、交通事故がちょっと減ったら、例えば変な話ですけど、交通事故の期待値といたら変ですが、期待値って単なる平均のことなので、期待しているわけではないですが、交通事故者の期待値が3減ると、それでベネフィットとしてはどれだけかということ簡単に計算できると、ものすごく明快ではあるわけです。例えば1人1億とすれば、3億円それで稼げた。じゃあそれは3億円稼げたから、その工事はやるべきだと。だけど、人の命が本当に1億円なのかという話が、必ず出てくるわけです。

これも本当に保険の業界ではこれやってますよね。裁判でも必ず利益を計算しますよね。だから、ある分野ではやっています。ところが、こういうところでそういうことをやっていいのかということは、なかなか難しいところがあるんだろうけれど、一回何かの評価で貨幣価値換算しているのを、この中でだったような気がするのですが、見たことがあるような気がするので、できないことはないのかなと思います。

今日私、申し上げたように、環境にしろ、人の命にしろ、なかなか貨幣価値に

しにくいものを、さあこの後どうやって換算するんだらうと。その辺のところ、私がここで委員長をやっている8年間の間に明快にはならなかったし、特にここに座っている委員長がそれを明快にするように指示するものでもないので、ずっと見てて、その間にまだあんまり変わらなかったなという印象は持っています。この後、残る方に引き継いだ後で、この委員会というよりは、評価システム自体が、何かもうちょっといい方向に。それは何度も言いますが、全部お金に換算するのがいい方向だとも言ってないし、しないのもいい方向だとは言っていないです。何かとにかくいいような案を出してくださいと言って、ずっと引っ込むのは、非常に無責任な気もするのですが、特に案を示すこともできませんでしたので、この後、そういうシステムがうまく機能することを祈念して、私はこれで辞めさせていただきますというか、ちょうど任期満了になりましたので、これで退任させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、私と同期の方、それからちょっと早めに辞められる方、全部で3人の方がご退任になられますので、向こうから順番に岩田先生、宮岡先生、南部先生、お一言ずつ最後のご感想を述べていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩田委員)

何年やったか忘れてしまいました、3年ぐらいかな。

(委員)

いいえ、もっとしています。

(岩田委員)

そんなに長くやった記憶がないんですが、一応今年度で三重県から去ることになりますので、本日、この委員会としては最後だと思います。どうもありがとうございます。

結局、いろんなこと、事例にあわせていただいて、それぞれ私なりに気付いたことを発言しました。B/Cですか、そのことそのものについては、それが成り立たないようなものが出てくるわけないんだから、事業の妥当性ということは、根本的には覆せないというか、それは問題ないかなと、私は当初から思っていました。ただ、素人的な意見で理解できないところとか、もう少しこうしたらいいんじゃないかということは、私なりに喋ってきたつもりです。いわばクレームを付けているようなものでして、それについてなるべく真摯に取り扱っていただきたいというのが、私の希望です。どうもありがとうございました。

(宮岡委員)

主に環境の方からコメントをさせていただいたんですが、環境以外にもこの8年間、いろいろ経済的な部分とかまったく分からないところも、この会に出てかなり勉強させていただきました。これから三重大の教員としてはまだ長く三重県にいたいと思うのですが、その中でいろんなところで、県はこうやって頑張ってるんだなというのを感じながら、この経験を生かしていけると思います。非常に見当違いなコメント、質問もさせていただいたこともあって、足りない部分は委員長にフォローしていただきながら、あるいは見当違いな質問に対しても、大真面目に真摯に答えていただいた各部の担当者の方、本当にありがとうございました。

一つやっぱり環境の点で、ずっとお金でというお話がありましたが、お金で測れない部分が、環境はあると思うんですね。そういったところで、少しそれを度外視してその説明の中でも、こういったところまでは調査をしてるんですよというのを、もう少し詳しく説明していただけると、僕の見当違いの質問もかなり減ったのかなという気もしております。次期、どういう方が環境の部分に入られるか分からないですが、またそういう方々が発展的にいろいろ審議ができるように、いろんなところで改善して、会を運営していただきたいと思います。どうも8年間ありがとうございました。

(南部委員)

8年間、本当にありがとうございました。私、一番初めに聞いたことがあるんです。さっきもちょっと聞いたのですが、一番前に座って受け答えする人は、なんていう人が受け答えして、後ろにいる人はなんであんなにたくさん座ってるのと聞いたら、あんたがいらんことばかり言うんで、何言い出すか分からないので、みんながあんちょこを渡すわけにもいかないので、どんなときにでも答えが出るようにちゃんとしてんのやでって。これは何回でもリハーサルなさってしてるんでしょうか。私は初めてここへ座ったときに、何を聞いているのか、何を喋っているのか、さっぱり分からなかったけど、でも今日8年間たってようやくここに座っている意味が、私は分かったなと思います。私のできることは、皆さんがこんなに頑張ってるはんのやで、こんな会議もあってなって、悪口言わへんけど、みんな三重県ってこんなふうやってるところもあるんやわというのを、女の人は全然分からへんのさ。まして主婦やったら、道路はちゃんとした方がええやんか。税金は要らん方がええやんか。もっと私らのやりやすいようにやった方がええやんかって、勝手なことばかり言うものなんです。でも、それをこんなふうやってんねんでというのを説明できる私になったなっていうことを、少しありがたいなって思ってますし、今後ともきっと私みたいにええ加減なことを、わけ分からんことを質問する人はおらへんと思うので、どうぞご安心あそばされて、より良い三重県になってください。私からの切の希望でございます。本当にありがとうございました。

(公共事業運営課長)

大変ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、公共事業総合推進本部事務局長であります水谷県土整備部副部長からご挨拶申し上げます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

それでは、私からお礼を申し上げたいと思います。委員長はじめ委員の皆さまには、本日、本当にお忙しい中ご出席をくださりましてありがとうございました。また、本年度は多くの事案がありまして、8回の委員会の開催にご理解・ご協力をいただき、本当にありがとうございました。

事業者が行う再評価・事後評価に対するこの委員会での審議は、三重県公共事業評価制度の根幹をなすものでございます。本日もご指摘がございましたが、私ども事業者は、適正な再評価・事後評価を行い、皆さまへの説明がより分かりやすく、適切なものになるよう、改善に努めていきたいと考えております。また、事業の執行にあたりましては、この委員会からご指摘いただきましたことを、真摯に受け止め、公共事業に対する社会的要請に的確に応えるとともに、透明性を確保し、公正で公平な事業執行に努めてまいりたいと考えております。引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

先ほどもお言葉を頂きましたが、今回をもちまして葛葉委員長、南部委員、岩田委員、宮岡委員におかれましては、6年あるいは8年と長きにわたり評価委員としてご尽力を賜りましたが、今回をもちまして委員を退任されることとなります。引き続きご指導を賜りますとともに、今後の皆さまのさらなるご活躍を心からお祈りをいたしまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(4) 閉会

(公共事業運営課長)

それでは、これをもちまして平成25年度第8回三重県公共事業評価審査委員会を閉会させていただきます。委員の皆さま、1年間どうも本当にありがとうございました。